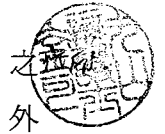


平成24年(行ウ)第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件
準備書面 (2 5)

2015 (平成27) 年9月17日

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 河 合 弘



水戸地方裁判所民事第2部 御中

記

第1 はじめに

本書面は、被告国の平成27年3月5日付第8準備書面に対して、反論を行うものである。

上記被告国の第8準備書面は、主として、原告らの2014年(平成26年)12月18日付「訴の変更申立書」による変更後の請求の趣旨第2項に対して、本案前の答弁及びその理由が述べられたものである。

被告が上記変更後の請求の趣旨第2項について、却下を求めた理由は、①原子力規制委員会による審査が進んでいない状況からすれば、本件設置変更許可処分がなされる蓋然性は認められない、②本件設置変更許可処分は、被告原電が本件原子炉を運転することを直ちに可能とするものではないし、内容も安全性の向上にあり、同処分により原告らの損害が直ちに発生する性質のものでもないことなどからすれば、重大な損害が生ずるおそれがあるとは言えない、③原告適格について主張・立証を行っていない、というものである。

以下、順に反論を行う。

第2 本件設置変更許可処分がなされる蓋然性について

1 被告国の主張

被告国の主張は、以下のようなものである。

行政庁によって一定の処分がなされる蓋然性があることは、差止訴訟における訴訟要件である(行訴法3条7項、最高裁平成24年2月9日第一小法廷判決)。

本件設置変更許可申請は、改正原子炉等規制法及びこれを受けて制定された新規制基準の一つである設置許可基準規則等への適合性を確認する審査を受けるためにされたものであり、同審査において原子力規制委員会が審査すべき事項は多岐に亘り、相応の時間を要する。現時点において、本件設置変更許可申請に係る重要な事項については、未だ本格的な審査は行われていない。本件設置変更許可処分は、設置許可基準規則に適合していると判断された場合になされるものであり、その審査内容が多岐に亘るものであることからすると、現時点において、客観的に見て、設置変更許可処分がされる相当程度の蓋然性があるとは言えない。

2 原告らの反論

まず、被告国の主張が、本件設置変更許可処分はなされない、即ち、不許可になる可能性が高いということであるならば、原告らとしても特に争うところではない。

一方、被告国の主張が、本件設置変更許可処分がなされるかどうか、現時点ではわからないということであるならば、それは単なる誤魔化し以外の何者でもない。本件は、被告原電によって、設置変更許可申請がなされている。電力会社が原子力発電所に関して設置変更許可申請を行ったのは、専門事業者が相当の計画を立てた上で、許可処分を得ることができると考えたからであると考えられる。従って、被告原電が設置変更許可申請を行った以上は、許可処分がなされるまで仮に相当の時間を要したとしても、早晚許可処分がなされる蓋然性は高いものということができる。

そして、これまで、設置許可申請がなされた、ないし設置変更許可申請がなされた原子力発電所に関して、被告国によって不許可処分がなされた事案はない。

なお、被告国が挙げる最高裁平成24年2月9日判決は、東京都の教職員らが、免職処分等の差止を求めた事案において、過去に懲戒処分を受け

たことがある教員についても、免職処分にされた例はないという理由で、免職処分の差止に関して、当該処分がなされる蓋然性はないとの判断を示したものである。本件は、被告原電によって設置変更許可申請がなされており、しかも上記のとおり、電力会社からなされた設置変更許可申請や設置許可申請が被告国によって不許可になった事例はない。

従って、本件は、本件設置変更許可処分がなされる蓋然性はあるものと考えらるべきである。

第3 重大な損害を生ずるおそれについて

1 被告国の主張

被告国の主張は、以下のようなものである。

本件設置変更許可処分は、申請者たる被告原電が本件原子炉を運転することを直ちに可能にするものではなく、同処分がなされた後、複数段階の後続手続が予定されており、その運転までには相応の時間がかかる。また、原告らの主張する過酷事故の内容や原因、それによっていかなる範囲の原告らにいかなる損害が生じるかは全く明らかではない。そのため、本件原子炉の運転開始後、直ちに過酷事故が発生し、それにより原告らが損害を被るという事態は容易に想定し難い。したがって、原告らが主張する「処分がされることにより生ずる損害」は、むしろ本件設置変更許可処分がなされた後に取消訴訟等を提起することによって避けることができる性質のものであることが明らかである。

また、そもそも、本件設置変更許可処分の内容は、本件原子炉の安全性を高めるものであり、原告らが主張する過酷事故の発生する可能性は抽象的なものにとどまり、蓋然性があるとは考えられない。

2 本件設置変更許可処分は本件原子炉の運転を直ちに可能とするものではないとの点について

本件設置変更許可処分がなされたとしても、その後に複数段階の後続手続が予定されており、実際に運転が開始されるまでには相応の時間がかかるというのが被告国の主張である。しかし、設置変更許可処分の後に予定されている後続手続は、運転を開始するための手続であり、設置変更許可処分がなされた後は、自動的に再稼働の開始に至ることが予定

されているものというべきである。

現に、九州電力川内原発1号機及び2号機は、平成26年9月10日に設置変更許可処分がなされた後、平成27年8月11日に運転が再開された。この間、11か月しか要していない。

従って、設置変更許可処分がなされた後は、運転の再開に至ることが確実であるものと考えべきである。

3 原告らが主張する過酷事故について

原告らが主張する過酷事故の原因、それによって生ずる損害の具体的内容については、原告らの準備書面(23)においても指摘したが、これまで原告らの多くの準備書面において主張してきたところであるし、今後ともさらに詳細な主張を積み重ねる予定である。

4 事後的な救済によるべきであるとの点について

既に述べたように、設置変更許可処分がなされた後、後続手続が予定されているとしても、それほどの長期間を要するとは考えられない。現に、川内原発1号機及び2号機では、同処分がなされた後、11か月で運転が再開された。運転再開の直後に過酷事故が発生する可能性は十分にあり得る。

一方、設置変更許可処分がなされた後に、取消訴訟を提起しても、結論が出るまでに数年を要することが予想されるのであり、このようなことでは、運転再開直後に発生する可能性がある過酷事故を止めることはできない。

従って、事後の救済方法によって、原告らに生ずる可能性のある重大な損害を回避することはできない。

5 本件設置変更許可処分の内容は原子炉の安全性を高めるものだという点について

原告らは、新規制基準自体も問題としているし、新規制基準を前提としたとしても、本件原子炉はその基準に該当しないと主張しているのである。本件設置変更許可申請によって、本件原子炉の安全性が向上するなどということはあり得ないのであり、被告国の主張は全く的外れなことを言っているとしか言いようがない。

6 まとめ

従って、本件設置変更許可処分によって、原告らに重大な損害が生ずるおそれがあることは明らかである。

第4 原告らの原告適格について

本件原発が過酷事故を起こした場合に原告らが受けることになる損害の内容については、訴状202p以下、及び準備書面(23)・10pに挙げた、同準備書面以前に原告らが提出したいくつもの準備書面において述べたとおりである。原告らには、本件再稼働許可処分がなされることにより、このような重大な損害を生ずる恐れがあるのであり、原告適格が認められることについて、疑いを入れる余地がない。

なお、逆に被告国は、答弁書において、請求の趣旨第1項(設置許可無効確認請求)及び訴の変更前の請求の趣旨第2項(義務付け)について、原告適格の主張立証が具体的なものではない、などと述べていた(5p、29p)。この点、第1回口頭弁論期日において、同被告は、原告らから、逆に、どの原告について、どのような理由で原告適格が認められないというのか、具体的に明らかにすべきであろう、という釈明を求められた。しかし、同被告は、その後何らの釈明も行っていない。従って、同被告は、原告適格については、特に争わないという態度を示していたものというべきである。従って、原告ら全員について、本件訴訟の請求の趣旨第1項及び訴の変更前の請求の趣旨第2項に関して原告適格が認められる。

ここでの主張を、本件差止請求にも援用する。